



企画調整室からのお知らせ

平成26年度地域振興に係る補助事業の募集について

▼事業名 公益財団法人東京都島しょ振興公社 平成26年度地域振興に係る補助事業(第1回)
▼募集期間 4月1日(月)～5月23日(金)

▼対象事業 ○地域振興に係る特産品に関する事業
○地域振興に係る観光振興に関する事業

○地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業
▼事業期間 事業開始～平成27年3月末日まで

▼対象団体 ○概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等(地域公共団体は除く)

○島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模事業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組みを行うと認められる法人等

○島しょ地域内の個人事業者 ※中小企業、創業予定者は除く(中小企業等振興補助金の対象となるため)

▼補助金額

補助対象経費の5分の4以内(千円未満切捨て)で100万円(特に認められる事業については200万円)

▼応募窓口 企画調整室

▼問い合わせ

公益財団法人東京都島しょ振興公社企画管理課
☎03(5472)6546

新島村地域力向上事業交付金

新島村の地域の発展や活性化などに繋がる事業へ補助金の制度があります。ぜひご利用ください。

▼対象事業

①地域環境の向上
②地域産業の振興
③文化の振興
④交流の促進
⑤人材の育成
⑥地域コミュニケーションづくり

⑦その他地域の発展や活性化につながる事業
▼事業期間 原則1年間

▼補助の条件

①島に住んでいる5人以上のグループ・団体
②具体的な計画を持っていること

▼補助金額

補助対象経費の80%以内(上

限50万円)
▼締切 なし(随時受付)
▼申込み・問い合わせ 企画調整室 ☎(5)0240内204

民生課からのお知らせ

平成26年度の国民年金保険料は15,250円です

国民健康保険料は、急速な少子高齢化に対応し、制度の安定を図るため、平成17年度から平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられることになっていきます。

これにより、平成26年度の保険料については、210円引き上げられ、15,250円となります。

国民年金保険料に関することは、年金事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ】

港年金事務所
☎03(5401)3211

平成26年度

国主催の慰霊巡拝について

▼実施予定地域

①アムール州、②ハバロフスク地方、③沿海地方、④カザフスタン共和国、⑤中国東北地方、⑥硫黄島、⑦東部ニューギニア、⑧インド、⑨マリアナ諸島、⑩トラック諸島、⑪フィリピン、⑫マーシャル諸島(中止・変更の場合あり)

▼旅費・巡拝期間
⑥硫黄島：概ね2万円(国補助3分の1)、2日間

その他：概ね30万円(地域による、国補助3分の1)、8～10日間

▼介助者

介助者が必要な方については、手続きの際に「介助者登録」が必要です。ただし、必要な理由が「高齢のため」「不安だから」というものでは認められませんのでご了承ください。

▼提出書類

(1)参加遺族代表者内申書
(2)死亡場所が確認できる公的書類および参加希望者と戦没者の関係が明らかになる公的書類

(3)医師の証明書(受付時には必要ありません。内定後、連絡がきた方のみ)

申込み・詳細

役場 民生課民生係
☎(5)0243直通

東京都からのお知らせ

平成26年度東京都「地域の底力再生事業助成」申請事業の募集について

地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組み(催し・活動等)を支援するため、東京都は事業助成を行っています。

【対象】

東京都内に所在する町会・自治会

【対象事業】

①地域の課題解決のための取組み

②前項①のうち、東京都が取り組む特定施策の推進に繋がる取組み4区分(防災・節電・青少年健全育成・高齢者の見守り・防犯の活動)

【募集スケジュール】

○4月1日(月)

～5月30日(金)

○6月2日(月)

～8月29日(金)

○9月1日(月)

～11月7日(金)

※詳細は、東京都生活文化局のホームページをご覧ください。
<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/>

【申請・問い合わせ先】

東京都生活文化局都民生活部
地域活動推進課
☎03(5388)3166

特定(産業別)

最低賃金改正について

平成26年3月23日から鉄鋼業の時間額が「871円」に改正されます。鉄鋼業以外の労働者については、東京最低賃金(時間額869円)が適用されます。

【問い合わせ】

東京労働局賃金課
☎03(3512)1614

平成 26 年度 上半期
島しょ法律相談日 カレンダー

4月			5月			6月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
	2	4			2	2	4	6
7	9	11		7	9	9	11	13
14	16	18	12	14	16	16	18	20
21	23	25	19	21	23	23	25	27
28	30		26	28	30	30		

7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
	2	4			1	1	3	5
7	9	11	4	6	8	8	10	12
14	16	18	11	13	15		17	19
	23	25	18	20	22	22	24	26
28	30		25	27	29	29		

※空白の日程は相談はお休みです。「島しょ法律相談」は、平成 26 年度下半期にも実施します。

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として、便押しの法律相談（電話相談）を実施しています。相談料は無料です。

【相談時間】
午後1時～4時
※相談時間中は、直接電話で

【相談日】
月・水・金曜日
(祝日・年末年始除く)

【相談時間】
午前9時～午後5時
【相談・予約・問い合わせ先】
東京都生活文化局広報広聴部
都民の声課
☎03(5388)2245

ご相談頂けますが、他の方が相談中の場合もございますので、事前にご予約いただくことを推奨します。

【予約日】
月～金曜日
(祝日・年末年始除く)

【予約受付時間】
午前9時～午後5時

【相談・予約・問い合わせ先】
東京都生活文化局広報広聴部
都民の声課
☎03(5388)2245

式根島郷土かるた大会



2月16日、式根島開発総合センターで恒例の「郷土かるた大会」を開催しました。前日に本村地区で予定していた「郷土かるた大会」は、荒天によりイベント開催以来、初めて中止になってしまいました。この日は晴天に恵まれ、子ども22人、大人13人が参加して、盛会に開催されました。

かるた大会は、式根島地区青少年委員の横山智公さんが中心になり、地元の子どもたちにも声をかけたいと、島外からの支援が必要であることから、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの役割について理解を深めることを目的として、開催されました。

災害ボランティア講座

2月19日、クリエイティブセンターセミナー棟で新島村社会福祉協議会主催の住民向け「災害ボランティア講座」が開催されました。参加者は76名。社協役員、住民、婦人会、役場職員などが参加しました。



新島村は南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大で30mを超える津波に襲われる可能性があり、甚大な被害が予想されます。災害時には、島内の助け合いに加え、島外からの災害ボランティアによる支援が必要であることから、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの役割について理解を深めることを目的として、開催されました。

税政係からのお知らせ

■平成26年度から個人村・都民税の均等割額が引き上げられます

「東日本大震災からの復興に
関し、地方公共団体が実施する
防災のための施策に必要な
財源の確保に係る地方税の臨
時特例に関する法律（平成23
年12月2日法律第118号）」の制
定に伴い、特例期間に限り、
個人村民税・都民税の均等割
額が年額500円引き上げられま
す。

これらの加算分については、
東京都や区市町村が行う防災
のための施策に要する費用に
充てられます。

【特例期間】
平成26年度～
35年度までの10年間

均等割額	平成25年度 まで	平成26年度 ～35年度
都民税	1,000円	1,500円
村民税	3,000円	3,500円
合計	4,000円	5,000円

問い合わせ

企画財政課税政係

☎(5)0241直通

■個人住民税の特別徴収実施のお願いについて

村では、毎月の給与から個人
村民税・都民税を天引きして納
入する制度（特別徴収）の実施
を勧めております。事業主は原
則として、法人・個人を問わず、
すべての従業員について個人
住民税を特別徴収する義務が
あります（地方税法第321条の4
及び各市町村条例）。該当する
事業所には個別にご連絡致し
ますので、ご協力をお願い致し
ます。

▼特別徴収についてよくある
質問

①今まで特別徴収していな
かったが、しなくてはいけない
のか？

↓所得税の源泉徴収義務のあ
る事業主（≡給与の支払者は、
これまでも特別徴収の義務が
ありました。特に法改正が行わ
れたわけではありません。制度
の適正実施にご理解願います。

②従業員が、短期雇用者、アル
バイト、パート、役員等の場合
は？

↓法令にある例外規定を除き、
全従業員が対象です。

③従業員が普通徴収を希望して
いるか？

↓選択することはできません。
事業主に特別徴収の義務があり
ます。

特別徴収のお申し出、ご質問
は、役場税政係にお問い合わせ
ください。制度については、全
国地方税務協議会ホームページ
をご参照ください。

問い合わせ

企画財政課 税政係

☎(5)0241直通

ホームページ

<http://www.zenzei.go.jp/>

新島警察署からのお知らせ

■平成26年 春の全国交通
安全運動の実施について

平成26年4月6日（日曜日）
から、平成26年4月15日（火
曜日）まで、「子供と高齢者の
交通事故防止」をメインスロ
ーガンに、「平成26年春の全国交
通安全運動」が実施されます。

新島警察署では、期間中、交
通事故の無い新島村を目指し、
各種対策を推進してまいりま
すので、村民の皆様のご理解
とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

新島警察署 ☎(5)0381

平成26年特設登記所の開設年間スケジュール

平成26年度の特設登記所開設の
スケジュールをお知らせしま
す。8月の開設はありません。

▼開設場所

本村 住民センター

▼取り扱い業務

①登記相談、②登記申請の受
付・審査、③登記事項証明者
（登記簿謄本・抄本）、地図・図
面の写し、会社・法人の印鑑証
明書の郵送による交付申請の受
付、④会社・法人の代表者印の
変更や印鑑カードの交付申請を
行うに際しての届書・申請書の
受付

▼問い合わせ

総務課行政係 ☎(5)0240

4月	21日(月)	22日(火)	23日(水)
	午後	1日	午前
5月	12日(月)	13日(火)	14日(水)
	午後	1日	午前
6月	9日(月)	10日(火)	
	午後	1日	
7月	14日(月)	15日(火)	16日(水)
	午後	1日	午前
9月	8日(月)	9日(火)	10日(水)
	午後	1日	午前
10月	6日(月)	7日(火)	
	午後	1日	
11月	11日(火)	12日(水)	13日(木)
	午後	1日	午前
12月	16日(火)	17日(水)	18日(木)
	午後	1日	午前
1月	20日(火)	21日(水)	22日(木)
	午後	1日	午前
2月	17日(火)	18日(水)	19日(木)
	午後	1日	午前